

緑化推進基準

(目的)

第1条 この基準は、伊勢原市地域まちづくり推進条例（以下「条例」という。）第53条及び伊勢原市地域まちづくり推進条例施行規則（以下「規則」という。）第75条の規定に基づき、緑化推進について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化 緑を創出するために、地面等の植栽基盤を、人為的に樹木や芝・地被類で被うことをいう。
- (2) 緑化地 地面等における樹木と芝・地被植物で被われている一団の土地をいう。
- (3) 樹木 高木・中木・低木等の植物（竹類も含む。）をいう。
- (4) 高木 生育したときの樹高が10メートル以上の樹木（植栽時地上から3メートル以上）をいう。
- (5) 中木 生育したときの樹高が5メートル以上10メートル未満の樹木（植栽時の樹高が地上から1.5メートル以上）をいう。
- (6) 低木 植栽時の樹高が地上から1.5メートル未満の樹木をいう。
- (7) 樹冠 樹木の上部についている枝と葉の集まりをいう。
- (8) 芝・地被類 芝、コケ、ツル等の地面を面的に覆う植物をいう。
- (9) 屋上緑化 建築物の屋上部分において、樹木等を育成させるために必要な植栽基盤を設け、樹木等を植栽することをいう。
- (10) 壁面緑化 建築物等の外壁部分にツル性植物（多年生植物）等で緑化することをいう。
- (11) 駐車場緑化 駐車場を芝・地被類、緑化ブロック等により緑化することをいう。

(緑化の推進)

第3条 事業者は、開発区域内の緑化を積極的に図るものとし、開発区域内に既存樹林帯がある場合は、建築物等の配置を配慮するなど、その既存樹林等の保全に努めることとする。

2 事業者は、建築物等の敷地周辺に塀等を設ける場合は、生け垣を設けるよう努めるものとする。

(緑化率)

第4条 開発事業を行う場合は、次に掲げるところにより緑化を図るものとする。

- (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合は開発区域面積の3パーセント以上の緑化面積を確保すること。
- (2) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合には開発区域面積の6パーセント以上の緑化面積を確保すること。
- (3) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合、開発区域面積の4パーセント以上（条例第52条に規定する公園等の面積を除く。）の緑化面積を確保すること。
- (4) 第1号から前号の規定に関わらず、戸建て住宅を目的とする開発事業については、積極的に緑化を図るものとする。

（緑化計画書）

第5条 事業者は、条例第36条の規定に基づく開発事業事前協議書の提出にあたり、緑化計画書（様式-1）を2部提出し、当該、緑化計画が緑化基準に適合しているかどうか市長の承認を受けるものとする。ただし、戸建て住宅を目的とする開発事業については、この限りではない。

2 前項の規定による確認を受けた緑化計画について、緑化工事の完了前に変更する場合は、変更緑化計画書（様式-2）を提出し、当該、変更緑化計画が緑化基準に適合しているかどうか、市長の承認を受けるものとする。

（緑化工事完了届）

第6条 事業者は、条例第48条の規定に基づく開発事業の工事完了検査にあたり、緑化計画書に基づく緑化工事が完了したときは、速やかに緑化工事完了届（様式-3）を2部提出し、完了検査を受けなければならない。

（緑化の基本的な考え方）

第7条 緑化は次に定める当該各号により行うものとする。

- (1) 植栽をする場合にあつては、将来において高木、中木、低木、芝・地被類が一体となって良好な環境を形成するよう努めるものとする。
- (2) 植栽樹木等は、すみやかに活着し、自立して成長することができるよう支柱等で保護するものとする。
- (3) 緑化地は、縁石及び緑化ブロック等により区画するものとし、原則として1ヶ所あたりの面積は、10平方メートル以上とし、最低植樹幅は有効50センチメートル以上とする。
- (4) 緑化地の設置場所の選定にあつては、日照及び通風等を考慮するものとする。
- (5) 開発区域の主要な出入口周辺及び接道部には優先的に緑化地を設置するものとする。
- (6) 隣接地の境界地に植栽する場合は、隣接地の利用形態及び生活環境に配慮した植栽をするものとする。

- (7) 緑化地の面積及び形状に応じた植栽方法及び樹種を選定するものとする。
- (8) 本市の特産物である果樹に影響が出るため、赤星病の原因となるイブキ・ビャクシン類の植栽は行わないものとする。
- (9) 開発区域内に樹木等が存する場合は、その樹木等の活用を考慮するものとする。
- (10) 緑化地内に地下埋設物を設置する場合は、これが樹木の植栽を妨げるなど、植栽物を限定することのないようにするものとする。
- (11) 屋上緑化、及び壁面緑化等の緑化手法を採用できるものとする。

(緑化面積の算定)

第8条 緑化面積の算定は、それぞれ次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 既存樹木の場合

- ア 独立している樹木の場合は、樹冠の投影面積を緑化面積とする。
- イ 複数の樹木が接しているか又は一団の樹林地を形成している場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を緑地の面積とする。

(2) 植樹樹木の場合

- ア 植樹樹木の場合、樹冠の投影面積を緑化面積とする。なお、植樹樹木の樹冠の投影面積は次の定めにより算定し、緑化面積とする。この場合、10平方メートル以上の樹冠の投影面積をもつ植栽樹木については、当該樹冠の投影面積を緑化面積とする。

区 分	植栽時の規格	緑化算定の面積
高 木 生育したときの樹高が 10m 以上の 樹木	樹高 3m 以上 樹高 1.5m 以上 3m 未満 樹高 0.5m 以上 1.5m 未満	10 m ² (半径1.8mの円で囲まれた面積) 5 m ² (半径1.25mの円で囲まれた面積) 3 m ² (半径1.0mの円で囲まれた面積)
中 木 生育したときの樹高が5m以上10m 未満の樹木	樹高 0.5m 以上	3 m ² (半径1.0mの円で囲まれた面積)
苗木 高木または中木の苗木	樹高 0.5m 未満 (高木又は中木となるもの)	1 m ² (半径0.6mの円で囲まれた面積)
低木 生育したときの樹高が5m未 満の樹木		表面をおおった面積 (1本あたり0.25 m ² を標準とする)

備考：樹高が高木であっても、生け垣等のように低く刈り込む場合には、中木、高木の扱いをする。

- イ 樹冠が接して植栽されている場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線

で結んだ線によって囲まれた面積を、緑化面積とする。

(3) 芝・地被類の場合

ア 芝・地被類で表面を覆うように緑化を行う場合は、市街化区域内においてはその土地利用上区画された土地の5割を、市街化区域外においてはその2割を、緑化面積とする。なお、芝・地被類の中に樹木がある場合は、その重複部分を算定できることとするが、この場合も緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で緑化面積とすることができる。

(4) 建物等緑化の場合

市街化区域内において、やむを得ない事情により、第1号から前号の算定方法による地表面における緑化面積の確保が困難であると市長が認める場合には、次の基準に従い、建築物の屋上又は壁面等に植栽する面積を合計し、全体の緑化面積の2分の1を超えない範囲で緑化面積に算入することができる。

ア 屋上等に植栽する場合

樹木を植栽する植栽基盤面積を緑化面積とする。また、芝草等で表面を覆う場合は、当該植栽基盤面積の水平投影面積の5割を緑化面積として算定し、緑化部分が重複する場合は、その重複部分は除くものとする。なお、植栽基盤にプランターを使用する場合は、その容量は100リットル以上とする。

イ 壁面に緑化する場合

植栽しようとする部分の水平延長に1メートルを乗じた面積を緑化面積とする。この場合、垂直でない壁面も同様とする。ただし、緑化部分が上下に重複する場合は、その重複部分は除くこととする。

(5) 生け垣緑化の場合

生け垣による緑化を行う場合は、樹木の高さを概ね1.0メートル以上の中木とし、延長1メートルに3本以上植樹するものとする。この場合、緑化面積の算定は、生け垣の幅に延長距離を乗じて得た面積を緑化面積とすることができる。

(6) その他の緑化の場合

ア 屋上等に植栽行う場合を除き、プランターや鉢等で移動可能な容器を使用しての植栽については、緑化面積に算入できないものとする。

イ ツル性植物を育成するための棚等を設置する場合は、その棚等の水平投影面積を緑化面積とすることができる。

ウ 駐車場緑化は、第3号の規定を準用する。ただし、継続的に緑化の維持が図れる措置が講じられているものに限るものとする。

(緑化地の管理)

第9条 事業者は、緑化地の樹木等の健全な育成のため、草刈り、樹木剪定、害虫駆除などの必要な措置を講じ、適切な維持管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長がその都度定める。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。